

令和 4 年度（12 月末）「犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画」進捗状況について

項目 1：犬猫の収容及び殺処分の現状分析と「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた大阪モデルの実現

取組方針

犬猫の収容及び殺処分の状況を分析し、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」にかかる各種事業に活用する。また、犬猫の現状を毎年度公表し、現在誘致を行っている 2025 年日本万国博覧会までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を実現する。（犬猫の殺処分匹数を前年度比 25%減）

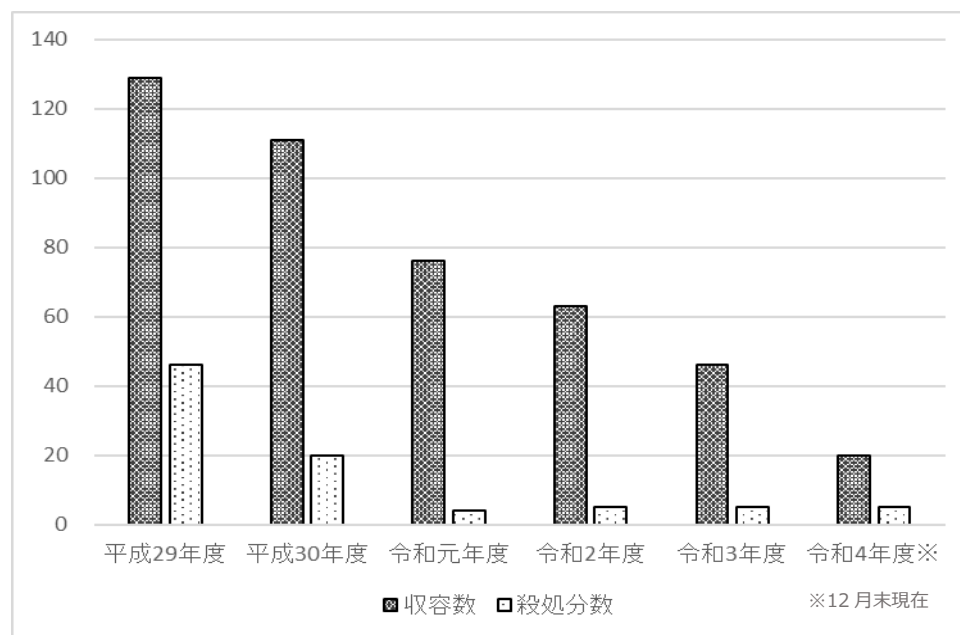
結果

【表 1】犬猫の収容数及び殺処分匹数

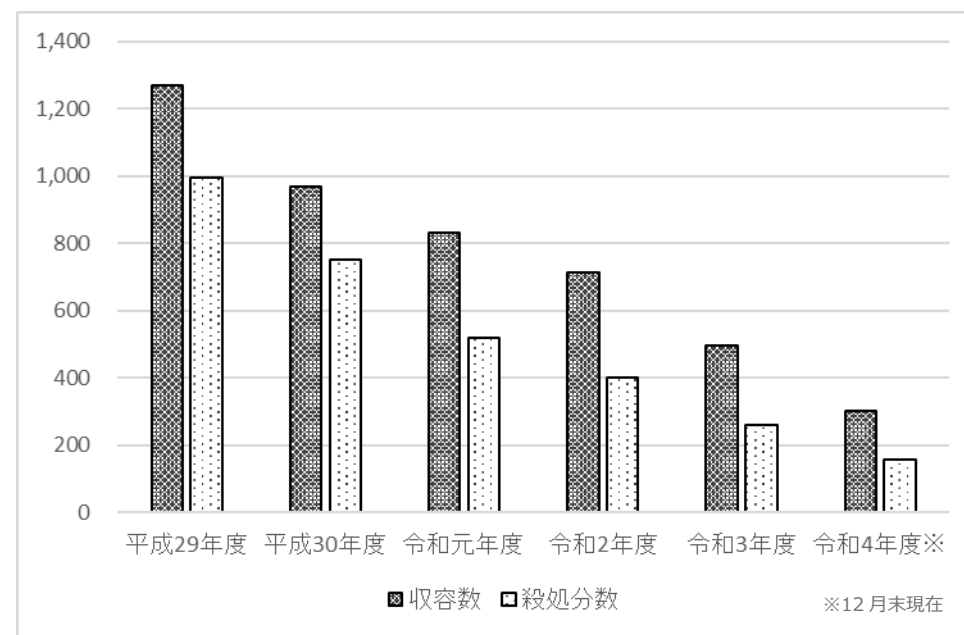
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度※
犬	収容数	129	111	76	63	46	20
	殺処分数	46	20	4	5	5	5
猫	収容数	1,269	970	833	714	498	303
	殺処分数	997	752	520	401	260	158
合計	収容数	1,398	1,081	909	777	544	323
	殺処分数	1,043	772	524	406	265	163
殺処分的削減率		—	26.0%	32.1%	22.5%	34.7%	38.5%

※12 月末現在

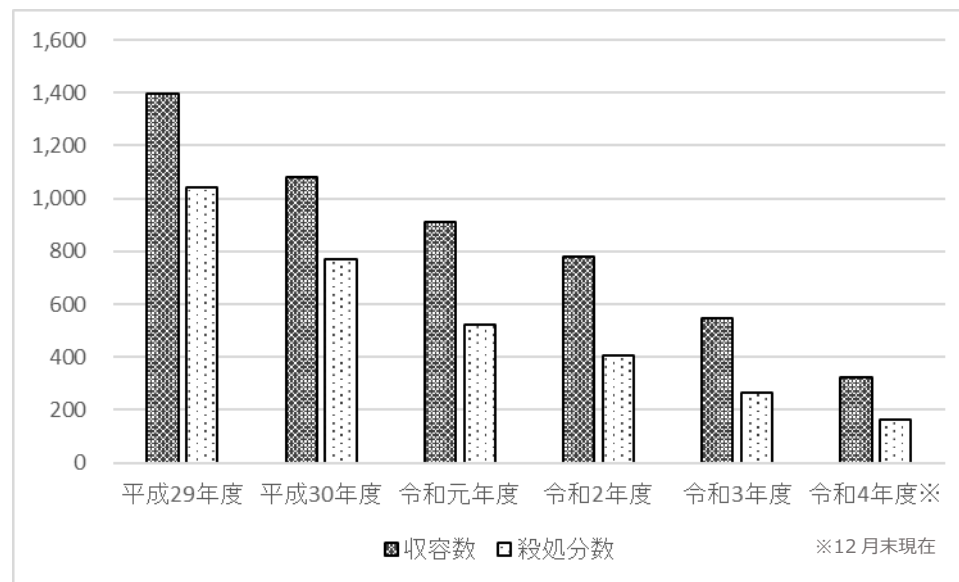
【グラフ1】犬の収容数及び殺処分数



【グラフ2】猫の収容数及び殺処分数



【グラフ3】犬及び猫の収容数及び殺処分数



項目 2：犬猫の殺処分削減に向けた事業の推進・強化

取組方針

(1) 野犬対策

おおさかワンちゃんセンターと生活衛生監視事務所、区役所が連携して実施している野犬等の捕獲について、これまで実施してきた捕獲方法を検証するとともに、新たな手法の検討を進め、より迅速で確実な野犬等の捕獲を実施していく。

(2) 哺乳期猫譲渡推進事業の確立

平成 28 年度に収容された猫 1,515 匹のうち、およそ 1,300 匹が子猫であり、そのうち譲渡対象である子猫（生後 3 から 4 週令以上の哺乳期猫で目ヤニや流涎等の感染症の兆候がなく快活であり、おおさかワンちゃんセンター所長が引渡し可能と判断したもの）は僅か 58 匹であった。収容した子猫の対策として、平成 27 年度から譲渡登録団体の協力のもと、試験的に実施している哺乳期猫譲渡推進事業について、制度を構築し、本格的に実施していく。

(3) 犬猫の譲渡の促進

犬猫の譲渡会について、譲渡希望者が参加しやすい日時・場所での開催回数を増やすとともに、あらゆる媒体を活用して、譲渡対象情報の周知に努める。また、咬み癖等があり、譲渡対象基準に満たない犬について、譲渡に向けたトレーニング方法について検討のうえ、実施していく。

結果

(1) 野犬対策

淀川河川敷や南港地域において、定点カメラを活用した捕獲を実施

【表2】淀川河川敷及び南港地区における野犬の捕獲匹数

※12月末現在

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度※	
	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区
成犬	6	0	2	0	3	0	2	1	0	0	0	0
子犬	28	5	10	7	12	9	1	5	0	12	0	0
合計	34	5	12	7	15	9	3	6	0	12	0	0
譲渡数	12	4	12	6	15	7	3	6	0	12	0	0

(2) 哺乳期猫譲渡推進事業の確立

3週齢未満の哺乳期猫について、平成30年度からモデル事業として哺乳期猫譲渡を継続

【表3】哺乳期猫の譲渡匹数

※12月末現在

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度※
哺乳期猫収容匹数		697	580	464	420	181	117
譲渡数	3週齢以上	74	79	80	82	55	26
	3週齢未満	0	17	77	88	53	41
合計		74	96	157	170	108	67

(3) 犬猫の譲渡の促進

【表4】犬猫の譲渡会における譲渡匹数及び団体譲渡その他の譲渡匹数

※12月末現在

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度※
犬	譲渡会	28	22	13	15	7	1
	団体譲渡他	42	55	51	32	27	6
猫	譲渡会	9	37	41	44	23	21
	団体譲渡他	255	176	264	268	213	117
合計		334	290	369	359	270	145

項目 3 : 犬猫の適正飼養の推進

取組方針

(1) マイクロチップ装着の推奨及び所有者明示義務化の検討

マイクロチップ装着による個体識別は、迷子になった動物の所有者発見を容易にするだけでなく、所有者責任の所在を明確にし、動物の遺棄防止に役立つことから、環境省も所有者明示の一方法として推奨している。本市においても、各区保健福祉センターにリーフレットを配置するとともに、各種イベント会場で読み取りのデモンストレーションを実施するなど、マイクロチップの普及に努めており、今後も継続して取組みを進めていく。また、所有者明示の努力義務について、「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例」への規定に向け検討していく。

(2) 猫の登録努力義務化の検討

飼い猫（外猫、家猫）については、飼養者に所有者明示措置を実施するよう、イベント時に迷子札を配布する等の啓発を行っている。今後も、あらゆる機会や媒体を通じて広報を行い、所有者明示を推奨していく。また、飼い猫については、飼い犬のように法令（狂犬病予防法）に基づく登録義務はないが、国や他都市等の状況を注視し、登録の可否について検討していく。

結果

(1) マイクロチップ装着の推奨及び所有者明示義務化の検討

4月及び10月の「犬猫を正しく飼う運動」強調月間において、マイクロチップ等の普及を広報した。

令和2年11月からおおさかワンニャンセンターから譲渡する犬猫に原則マイクロチップを装着する取組みを実施。

令和4年11月からマイクロチップ装着に関する狂犬病予防法の特例制度を適用。

返還匹数：令和2年度 犬 10匹、猫 1匹、計 11匹

令和3年度 犬 6匹、猫 2匹、計 8匹

令和4年度 犬 7匹、猫 5匹、計 12匹（12月末時点）

項目4：動物愛護教育の充実

取組方針

（1）命の大切さを学ぶ機会の増加

子どもたちが動物の命を尊ぶ心を育むとともに、動物に関する正しい知識等を学習することを目的に、平成25年度より6区の一部小学校において「命の時間」講座を実施している。当該講座について、実施区及び校数の拡大を図るとともに、より広域での実施に向け、マニュアル（教育読本）を作成し、配布する。

（2）飼育体験の充実

児童生徒が動物の命の尊さや大切さに気付き、動物の適正飼養及び終生飼養を理解できるようにするために、教育活動の中での体験的な活動の充実を図る。

（3）ふれあい事業の拡充

ふれあい事業については、犬とのふれ合いを通じた生き物に対する正しい接し方の啓発及び動物愛護精神の涵養を目的に、おおさかワンニャンセンターで実施している。当該事業をさらに周知するため広報を充実させるとともに、より多くの方が参加しやすい日時・場所での開催回数を増やす。また、平成29年度におおさかワンニャンセンターにて猫舎を新設することから、猫舎を活用した猫とのふれあい事業も実施していく。

（4）既飼養者への適正飼養啓発事業の推進

飼養希望者に対しては、おおさかワンニャンセンターにおいて譲渡前に「飼い方相談会」や「しつけ方教室」を実施している。既飼養者に対する適正飼養の啓発に向け、既存の「しつけ方教室」の既飼養者への実施を含め、効果的な手段について検討・実施していく。

結果

(1) 命の大切さを学ぶ機会の増加

【表5】「命の時間」実施実績

※12月末現在

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度※
実施学校数	8	3	2	0	0	0
参加者数	543	235	89	0	0	0

(2) 飼育体験の充実

生活科の学習において継続的にウサギ等の小動物を飼育。児童による委員会活動においても、ニワトリや山羊等の小動物を飼育し、餌やりや小屋掃除をしたり、ふれあい体験の場を設定したり、動物とのふれあいの充実に取り組んだ。（教育委員会事務局）

(3) ふれあい事業の拡充

令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により出張型ふれあい事業を開催できなかったが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症収束の折に開催することができた。また、来所型ふれあい事業についても、令和2年度及び令和3年度は同様に夏休みのイベントを開催できなかったが、令和4年度は夏休みのイベントを開催した。

【表6】ふれあい事業参加者数

※12月末現在

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度※
出張型	1,120	1,617	265	0	0	79
来所型	142	233	280	49	71	136

項目 5：動物愛護に関する広報の充実

取組方針

(1) 広報活動の強化

各種取組みを効果的に展開していくため、犬猫の現状と取組み内容を広く周知する必要がある。HP や広報紙、SNS（フェイスブック・ツイッター）等、あらゆる媒体を活用して計画的かつ効果的な広報に努める。また、病気や怪我などで入院する可能性が高くなる高齢者に向けて、突然のトラブルでも慌てることのないよう、広報の充実を図る。

(2) 「ロゴマーク」の作成・活用

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」のロゴマークを作成し、広く市民や民間団体等の使用に供することで、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを市民の共通認識として広げていくとともに、動物愛護と適正飼養の周知に努める。

結果

(1) 広報活動の強化

市ホームページ、市広報紙、区広報紙、SNS（Twitter、Facebook、Instagram）等により、適正飼養の啓発、譲渡動物の紹介、動物愛護関連事業寄附金、大阪市の殺処分の現状、街ねこ事業等の広報に取り組んだ。

また、イベントにおけるおおさかワンニャン特別大使（杉本彩氏）による講演やメッセージ動画の放映により、動物愛護の普及啓発を促進した。

(2) 「ロゴマーク」の作成・活用

【表 6】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度※
申請件数	6	11	6	3	3	4

※12 月末現在

項目 6：動物愛護相談窓口の充実及び現行制度の再構築

取組方針

（１）動物関係（多頭飼育崩壊等）の相談に対する連携体制の構築

動物相談室及び各所属で対応している動物関係の相談について、より細やかな対応を行うとともに、病気や怪我などで入院する可能性が高くなる高齢者の飼養困難による飼養放棄や多頭飼育崩壊の未然防止を図るため、関係所属との効果的な連携体制を構築する。

（２）所有者不明猫対策事業（街ねこ事業、公園猫事業）の再構築

所有者不明猫適正管理推進事業（街ねこ事業）については、平成 22 年度の事業開始から 7 年以上が経過しており、他都市調査及び事業実施者等へのアンケートなどを踏まえ、より効果的で利用しやすい制度に再構築する。

公園猫適正管理推進サポーター制度（公園猫事業）については、平成 23 年度の事業開始以降、都度見直しを行っており、引き続き、より効果的で利用しやすい制度に向け検討していく。

臨港緑地等については、区役所等と連携して、啓発活動を通じたマナー意識の向上等に取り組む。

結果

（１）動物関係（多頭飼育崩壊等）の相談に対する連携体制の構築

高齢者向けリーフレットを区役所に配布したほか、福祉局と連携して市内各地域包括支援センターや社会福祉協議会への配布、介護事業者等集団指導で配布するとともにホームページに掲載し、周知を図っている。

(2) 所有者不明猫対策事業（街ねこ事業、公園猫事業）の再構築

関係職員に、街ねこ事業および公園猫事業に関する研修会を開催した。

研修会（令和2年度）：28名の職員が受講

〃（令和3年度）：50名の職員が受講

〃（令和4年度）：21名の職員が受講

※12月末現在

【表7】街ねこ事業

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度※
実施地域数	109	125	155	170	129	91
実施匹数	601	551	763	757	630	595

公園猫事業：令和4年12月末現在登録数 59 公園延べ 307 名

項目 7 : 動物愛護関連施設の設置

取組方針

犬猫の引取り数の削減及び譲渡の促進を図るため、譲渡会や動物愛護関連イベントのほか、民間団体等が活動（ふれあい事業・保護活動・譲渡会・不妊去勢手術・セミナー等）できる施設の設置について、本市未利用施設の活用と併せて検討していく。また、先行事例であるドイツのティアハイムについて、調査・研究を行っていく。

結果 旭区の「もと菅原城北大橋有料道路管理事務所」を改修し、令和 4 年度 10 月に「動物愛護体験学習センター」を開設した。

項目 8 : ペットにかかる災害時対策

取組方針

（１）ペットとの避難対策の構築

災害時の対応としては、基本的には「自助」であり、ペットに関する支援を受けることが困難になると想定されるため、飼い主自身が普段から餌やケア用品を備蓄しておくことに加え、他の被災者とトラブルにならないよう、ペットに対する基本的なしつけや健康管理等を実施するよう啓発を進める。

また、避難所では動物が苦手な人やアレルギーを持っている人と共同生活を送ることとなるため、ルールを決めておくことが重要であることから、避難所を運営する避難所運営委員会等で協議できるよう、関係所属で連携して取り組むこととする。

（２）災害発生時における民間団体等との協力体制の構築

災害発生時における民間団体等との協力体制について構築する。

結果

（１）ペットとの避難対策の構築

環境省から送付された災害発生時のペット同行避難に関する資料を各区に情報提供し、周知を図った。（危機管理室）
ペットのための防災対策について、HP に掲載した。

項目 9：動物愛護関連事業寄附金の活用

取組方針

動物愛護関連事業寄附金については、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の取組みに活用することを明確にし、広報活動の充実に努めるとともに、動物愛護関連事業寄附金を活用した事業展開が計画的かつ効率的に実施できる方策について、検討・実施していく。また、新たな事業実施や事業拡大にあたっては、当該計画段階において、必要に応じて、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの活用についても検討する。

結果

- ・ これまでの活用実績を掲載した振込用紙兼用チラシを作成した。
- ・ 令和 2 年 10 月にトンボリステーションにて寄附金募集の内容を含むおおさかワンニャン特別大使メッセージ動画を放映した。
- ・ 令和元年 9 月から令和 4 年 12 月末までに、公益社団法人大阪市獣医師会においてグラフィックデザイナーの黒田征太郎氏がデザインしたチャリティー T シャツを 283 枚販売し、売り上げの一部を寄附いただいた。

【表 8】動物愛護関連寄附金実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度※	※12 月末現在
寄附金額	5,656,500	3,850,981	15,157,812	37,581,320	6,847,054	5,860,930	

項目 10：動物愛護推進員制度の再構築

取組方針

大阪市動物愛護推進員については、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、平成 15 年度に設置している。「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを推進するにあたって、地域における動物愛護の熱意と見識を有する推進員の経験・知識が非常に有用であることから、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成に向け、推進員の活動内容を精査し、必要に応じて「大阪市動物愛護推進員設置要領」の改定を行う。

結果

- ・ 令和 2 年度に動物愛護推進員の拡充を目的として「大阪市動物愛護推進員設置要領」を改定した。
- ・ 動物愛護推進員の任期満了に伴い、令和 3 年度からは従前の 29 名から 36 名に増員した動物愛護推進員体制で活動を開始した。

項目 11：市営住宅敷地内における猫対策

取組方針

動物飼育が原則禁止されている市営住宅の敷地内について、不適切な餌やりにより周囲の住民等の生活環境に悪影響を及ぼすことがないよう、啓発活動等を通じてマナー意識の向上に取り組む。

結果

- ・ 令和 2 年度に市営住宅敷地内における街ねこ活動のモデル実施方針を策定し、要望のある団地について、モデル実施を打診し、各種条件を満たした 1 団地において令和 3 年度 9 月からモデル実施が行われることとなった。（都市整備局）
- ・ 「住宅だより」を入居者に配付して啓発活動を行った。（都市整備局）

- ・ 市営住宅敷地内で野良猫に対する餌やり苦情があった住宅について、住宅管理センターによるポスター掲示や自宅訪問を行った。（都市整備局）

項目 12：おおさかワンニャンセンターの機能向上

取組方針

「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に関する業務を担うおおさかワンニャンセンターについては、庁舎建築以降相当年数が経過していることから、設備の老朽化が著しく、多数の不良箇所がある。設備の破損は、人的被害や施設機能停止、収容動物の逸走に繋がる恐れがあるとともに、動物愛護の観点からも必要な改修を計画・実行していく。また、おおさかワンニャンセンターの施設位置が分かりにくいこと、単に殺処分を行う場所との誤ったイメージを払拭しうる取組みを実施していく。

結果

- ・ 令和元年 6 月に犬舎に空調設備を設置
- ・ 令和 2 年 8 月に犬舎に移動式活性炭脱臭装置を追加設置した。
- ・ 令和 3 年 3 月に収容犬用のドッグランを竣工した。
- ・ 令和 4 年 2 月に本館及び保護室の屋根の補修を実施した。
- ・ 施設紹介ムービー及び譲渡動物紹介ムービーを作成した。

【表 9】おおさかワンニャンセンター見学者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度※	※12 月末現在
施設見学者数	281	413	369	135	147	128	